

寮南洛一木老人護養 特定 洛南

針指化正適等束拘身體

平成 30 年 6 月 1 日作成

令和 6 年 4 月 1 日更新

1 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

(1) はじめに

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設における「虐待防止・虐待対応マニュアル」においても、身体拘束とは、生命・身体を保護するため、一時的に「介護を受ける高齢者等」の身体を拘束したり、運動することを抑制する等の行動を制限することであり、正当な理由なく身体を拘束することは、身体的虐待に該当する。従って、緊急やむを得ず行う身体拘束を除き、いかなる身体拘束をしてはならない、と定義づけています。このように、これまで身体拘束等の適正化を進めてきたところですが、今般、改めて利用者の尊厳にたち、適切に基準を満たした施設として運営を進めていく姿勢が求められております。これらの観点から身体的拘束の適正化に向けた取り組みや、やむをえず身体的拘束を行った場合の報告方法等に関して本指針のとおり示すものです。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外（三原則）

原則身体拘束は実施してはならないとされていますが、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」及び「特定施設入居者生活介護の人員、設備及び運営に関する基準」において身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない、とされています。

このことから、以下3つの要素の全てを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

① 切迫性：	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性：	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・介護方法がないこと
③ 一時性：	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(3) 当施設における考え方

①身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止します

②やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、個別支援計画に位置付けられ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

③日常のケアにおける留意事項

職員が利用者の要配慮行動に対する知識や支援技術が十分ではない場合、対応方法がわからず行動を制限することに頼ってしまうことがある。行動制限をすることが日常化してしまうと「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥っていたということになりかねません。身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます

- ア 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- イ 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ウ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います
- エ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。
- オ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束適正化検討委員会等において検討をします
- カ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます

2 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束適正化検討について

当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体的拘束適正化検討委員会を設置します。ただし、事故及び虐待防止委員会との一体的な運用も可能とします。

(2) 設置目的

- ・ 施設内の身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束適正化に関する職員全体への周知
- ・ 身体拘束適正化に関する研修の企画及び運営

(3) 身体的拘束適正化委員会の構成員

- ・ 管理者（寮長、施設長）
- ・ 看護職員
- ・ 生活相談員
- ・ 介護支援専門員
- ・ 機能訓練指導員
- ・ 介護職員
- ・ その他必要に応じ、第三者や精神科専門医等の専門家にも相談。

(4) 身体拘束適正化検討委員会の開催

- ・ 当施設では、原則、毎月開催し、それ以外の開催は必要に応じ開催します。
ただし、事故及び虐待防止委員会との一体的な運用も可能としているところから、身体拘束適正化検討委員会に代わって、毎月開催している事故及び虐待防止委員会において

検討を行う場合があります。

- ・ 突発的に身体拘束を要する場合、緊急性と生命保持の観点から複数職員による「緊急やむを得ない」ことの判断を原則とし、拘束後は速やかに身体拘束適正化検討委員会等における組織としての検証、本人・家族への十分な説明を行うものとします。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 支援及び介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束等の適正化及び虐待防止に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容や当施設における「虐待防止・虐待対応マニュアル」に係る適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施します。
- (2) 研修は、少なくとも年2回実施し、それ以外は必要に応じ実施します。
- (3) 新規採用時には、必ず本研修を実施します。
- (4) 本研修の実施内容については記録をし、保存することとします。

4 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会等において組織として慎重に検討・決定し、利用者もしくは家族に速やかに説明し、報告を行うものとします。
- (2) 施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うものとし、当該報告をうけた上席者は、身体拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めます。
身体拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への説明及び謝罪を行い、所轄庁への報告を行います。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① カンファレンスの実施

- ・ 緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。
- ・ 要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。
- ・ また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対しての説明

- ・ **様式1**をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- ・ また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契

約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

- ・ 身体拘束に関しては、**様式2**を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は2年間保存、行政担部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④拘束の解除

- ・ ③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、ご本人、家族に報告いたします。
- ・ 尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族（保証人等）に連絡し経過報告をするとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

6 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・ 当方針については入所時に説明させていただくとともに、本指針は書面として備えおき、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・ 本施設内における研修以外にも、京都府社会福祉事業団（法人）、地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めます。

以上

様式2 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録			
○○○○様			
月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者 サイン